

奈良県における中小企業の労働事情

—令和3年度 中小企業労働事情実態調査報告書—

令和4年2月

奈良県中小企業団体中央会

はじめに

本書「奈良県における中小企業の労働事情」は、例年7月1日を基準日として全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会が共同して実施している「労働事業実態調査」の結果をとりまとめた報告書です。

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的としたもので、令和3年度においても奈良県内の多くの組合及び中小企業等の皆様のご協力のもと実施させていただきました。（調査依頼 600 社。回答率 37.7%）

本年度の調査内容としては、例年調査している基本項目（経営、労働時間、雇用、賃金、採用関係）に加え、新たに「新型コロナウイルスの影響」及び「雇用保険料の事業主負担分」について調査を行ったところです。

また、全国中央会が調査票を作成し調査結果を集計・発表していますので、全国的な状況や傾向等を参考としつつ、本県の状況等をご覧いただけるような整理となっております。

地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の皆様を取り巻く環境については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、感染拡大防止と社会経済活動の両立に対応していかなければならない状況に加え、デジタル化への対応、労働力不足、働き方改革、人口減少問題など、先行きが見通せない厳しい状況が続いております。

是非より多くの事業者・関係者の皆様にご覧いただき、今後の労働環境等の改善の参考としてお役立ていただければと願っております。

最後に、調査にご協力いただきました組合及び中小企業等の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、皆様の今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。

令和4年2月

奈良県中小企業団体中央会

目 次

I	調査実施の要領	1
II	回答事業所の概要	2
III	調査結果の概要	3
	設問 1) 現在の従業員数について	3
	設問 2) 経営について	3
	設問 3) 従業員の労働時間について	6
	設問 4) 従業員の有給休暇について	7
	設問 5) 新規学卒者の採用について	7
	設問 6) 新型コロナウイルスの影響について	9
	設問 7) 雇用保険料の事業主負担分について	12
	設問 8) 賃金改定について	13
	設問 9) 労働組合の有無について	16

(参考資料) 令和3年度 中小企業労働事情実態調査票

I. 調査実施の要領

1. 調査の目的

奈良県における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的とします。

2. 調査機関

奈良県中小企業団体中央会

3. 調査時点

令和3年7月1日

4. 調査の対象

奈良県中小企業団体中央会会員組合所属企業及びその他の企業合計600社で、製造業・建設業・運輸業・情報通信業にあつては従業員300人以下の事業所を、卸売業・サービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下の事業所を選定しました。

5. 調査の実施方法

奈良県内の事業所を、業種別を選定し、調査票を送付しました。全国的な調査結果は全国中小企業団体中央会において全国集計し取りまとめられたものです。

6. 調査の内容

設問 1) 現在の従業員数について

設問 2) 経営について

設問 3) 従業員の労働時間について

設問 4) 従業員の有給休暇について

設問 5) 新規学卒者の採用について

設問 6) 新型コロナウイルスの影響について

設問 7) 雇用保険料の事業主負担分について

設問 8) 賃金改定について

設問 9) 労働組合の有無について

7. 昨年度調査結果との比較について

今回の調査結果の特徴的な状況や変化等について、できるだけわかりやすく示すため、各設問のコメント中に「(昨年度〇%)」、「昨年度：…」といった比較した説明を加えるよう努めています。

II 回答事業所の概要

1 調査票の回答状況

調査対象 600 事業者所のうち、製造業と非製造業を合わせて「226 事業所 (37.7%)」から有効な回答をいただきました (昨年度 : 252 事業所 (42.2%))。

図表 1 実態調査回収率

	製造業	非製造業	合計
配布数	351	249	600
有効回答数	143	83	226
有効回答率	40.7%	33.3%	37.7%

2 回答事業者の内訳

回答事業所の内訳を見ると、回答のあった 226 事業所のうち、製造業が 143 事業所で 63.3% (昨年度 : 61%)、非製造業が 83 事業所で 36.7% (昨年度 39%) でした。従業員規模は「30~99 人」(32.3%) が最も多く、次いで「10~29 人」(28.8%)、「1~9 人」(27.9%) と続いています。(昨年度 : 30~99 人 36.0%、1~9 人 27.7%、10~29 人 : 24.5%)

従業員規模 30 人未満の事業所は全体の 56.7% (昨年度 52.2%) となっており、全国と比較すると 12.5%低くなっています。

図表 2 令和 3 年度調査の回答事業所の内訳

	事業所数	従業員規模				
		1~9 人	10~29 人	30~99 人	100~300 人	
製造業	食料品	18	5	3	7	3
	繊維工業	17	2	5	9	1
	木材・木製品	12	8	2	1	1
	印刷・同関連	8	3	0	2	3
	窯業・土石	5	0	3	1	1
	化学工業	9	1	3	4	1
	金属、同製品	37	10	14	11	2
	機械器具	10	0	4	4	2
	その他	27	9	7	7	4
	小計	143	38	41	46	18
非製造業	情報通信業	4	2	0	2	0
	運輸業	13	3	5	4	1
	建設業	21	6	8	6	1
	卸・小売業	29	11	7	7	4
	サービス業	16	3	4	8	1
	小計	83	25	24	27	7
合計	226	63	65	73	25	
構成比 (%)	100	27.9	28.8	32.3	11.0	

Ⅲ 調査結果の概要

設問 1) 現在の従業員数について

雇用形態別の従業員割合を見ると、奈良県では「正社員」が 66.5%で最も多く、次いで「パートタイマー」(22.2%)、「委託・契約社員」(5.7%)と続いています。

(昨年度：正社員 73.6%、パートタイマー17.5%、委託・派遣社員 4.9%)

全国と比較すると、「正社員」は 8.4%低く、「パートタイマー」は 7.4%高くなっています。特に、女性のパートタイマーの比率が全国と比べて 10.7%高いのが特徴的です。

図表 3 雇用形態別の従業員割合 (%)

	正社員	パートタイマー	派遣	委託・契約社員	その他
全国	74.9	14.8	2.3	5.6	2.4
(昨年度)	(75.4)	(14.4)	(2.0)	(5.6)	(2.6)
男性	84.0	6.0	1.9	6.1	2.0
(昨年度)	(84.4)	(6.0)	(1.5)	(6.0)	(2.1)
女性	55.0	34.0	3.3	4.6	3.1
(昨年度)	(55.4)	(33.3)	(3.0)	(4.7)	(3.6)
奈良県	66.5	22.2	3.4	5.7	2.2
(昨年度)	(73.6)	(17.5)	(2.1)	(4.9)	(1.9)
男性	79.2	9.1	3.6	6.0	2.1
(昨年度)	(85.6)	(6.8)	(2.3)	(3.7)	(1.6)
女性	44.6	44.7	3.0	5.2	2.5
(昨年度)	(46.4)	(41.0)	(3.5)	(5.5)	(3.6)

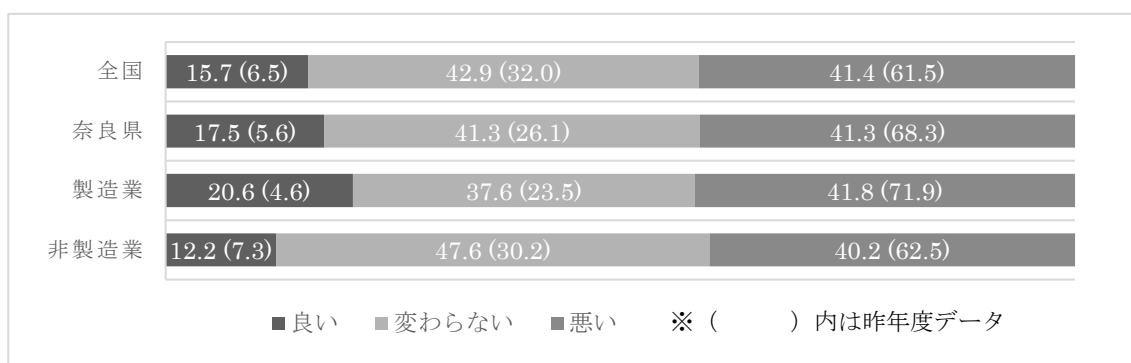
設問 2) 経営について

①現在の経営状況について

現在の経営状況を見ると、奈良県では「変わらない」が 41.3%で最も多く、次いで「悪い」41.4%、「良い」17.5%と続いています。(昨年度：変わらない 26.1%、悪い 68.3%、良い 5.6%)

全国と比較すると、奈良県全体及び製造業では全国より数値が高くなっていますが、非製造業は低くなっています。昨年度調査では、非製造業が全国より高く奈良県及び製造業は全国より低い結果であり、今年度は対照的な状況になっています。

図表 4 経営状況 (%)

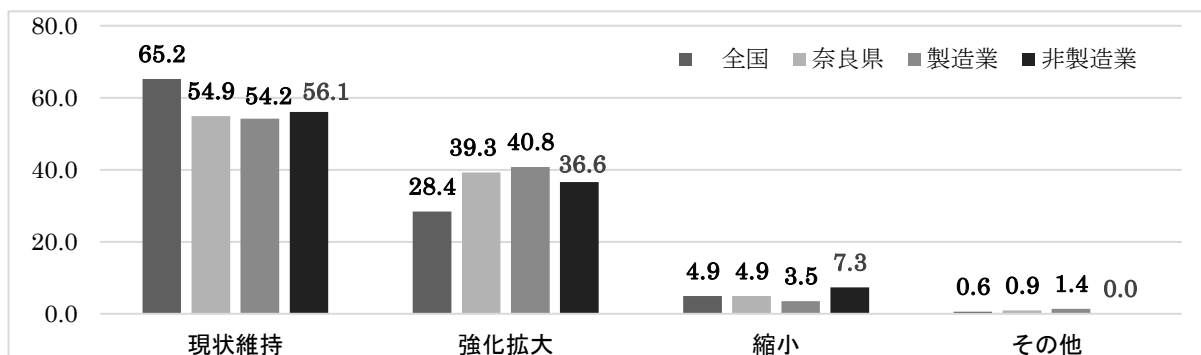


②経営方針について

経営方針について見ると、奈良県では「現状維持」が54.9%と最も多く、次いで「強化拡大」39.3%、「縮小」4.9%と続いています。(昨年度：現状維持57.3%、強化拡大34.7%、縮小5.6%)

全国、製造業及び非製造業においても同様の状況となっています。

図表5 経営方針 (%)

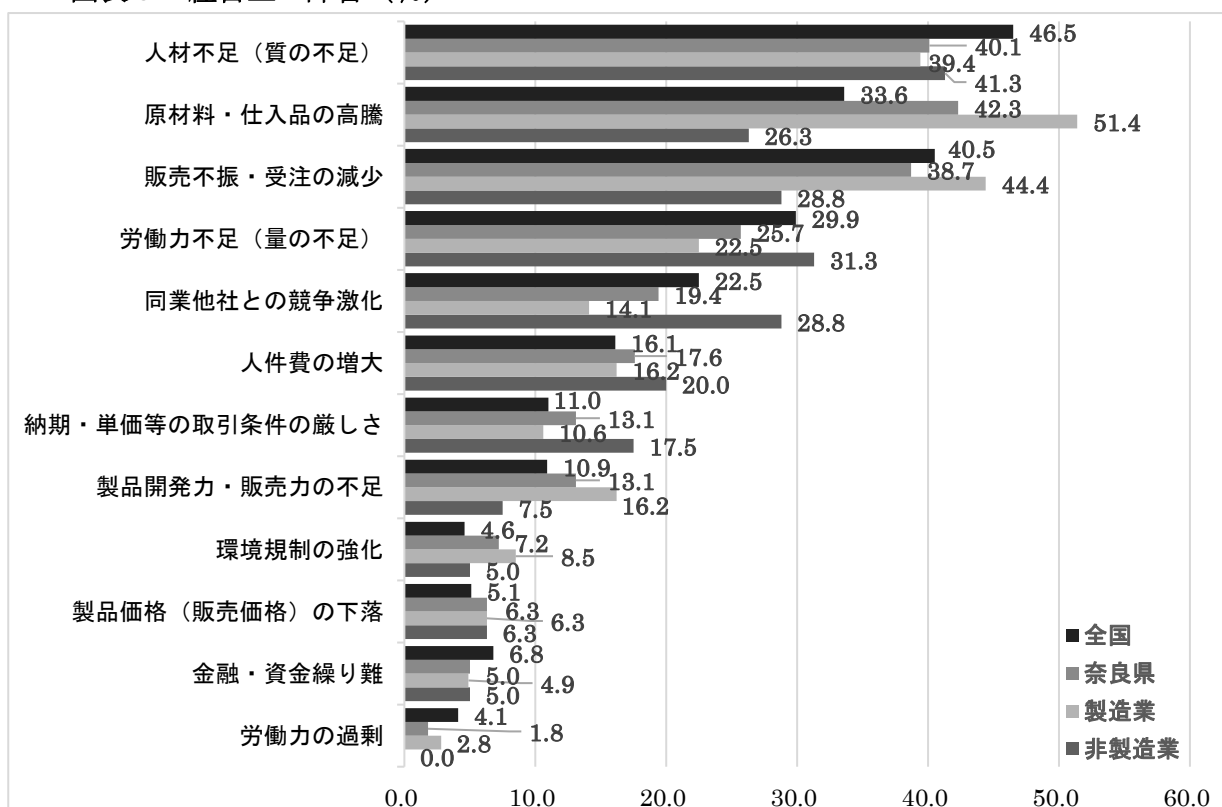


③経営上の障害

経営上の障害について見ると、奈良県では「原材料・仕入品の高騰」が42.3%(昨年度18.4%)で最も多く、次いで「人材不足(質の不足)」が40.1%(昨年度41.0%)、「販売不振・受注の減少」が38.7%(昨年度51.2%)と続いています。

業種別に見ると、製造業では「原材料・仕入品の高騰」が51.4%(昨年度24.0%)で最も多く、次いで「販売不振・受注の減少」が44.4%(昨年度62.0%)、「人材不足(質の不足)」が39.4%(昨年度37.3%)と続いており、非製造業では「人材不足(質の不足)」が41.3%(昨年度46.8%)で最も多く、次いで「労働力不足(量の不足)」が31.3%(昨年度33.0%)、「同業他社との競争激化」が28.8%(昨年度27.7%)と続いています。

図表6 経営上の障害 (%)

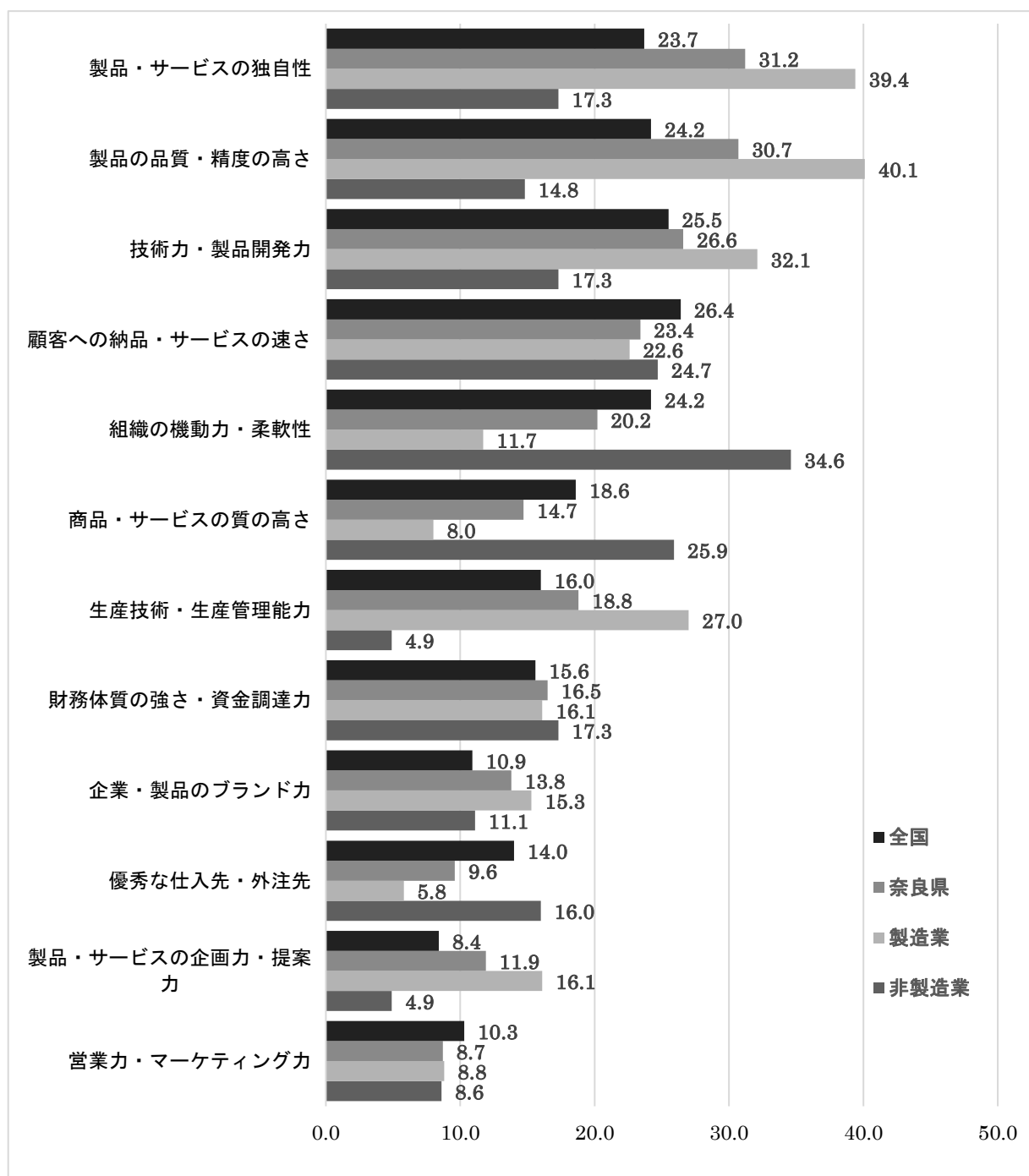


④経営上の強み

経営上の強みについて見ると、奈良県では「製品・サービスの独自性」が31.2%(昨年度31.0%)で最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」が30.7%(昨年度26.0%)、「技術力・製品開発力」が26.6%(昨年度25.2%)と続いています。

製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が40.1%(昨年度36.7%)で最も多く、次いで「製品・サービスの独自性」が39.4%(昨年度35.3%)、「技術力・製品開発力」が32.1%(昨年度28.7%)と続いており、非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が34.6%(昨年度28.3%)で最も多く、次いで「商品・サービスの質の高さ」が25.9%(昨年度22.8%)、「顧客への納品・サービスの速さ」が24.7%(昨年度20.7%)と続いています。

図表7 経営上の強み



設問3) 従業員の労働時間について

①従業員の週所定労働時間

従業員の週所定労働時間について見ると、奈良県では「40時間」が48.6%(昨年度50.6%)で最も多く、次いで「38時間超40時間未満」が25.2%(昨年度21.9%)、「38時間以下」が16.7%(昨年度20.2%)と続いています。

これら3つの項目については、全国、製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表8 従業員の週所定労働時間 (%)

	38時間以下	38時間超40時間未満	40時間	40時間超44時間以下
全国	15.6	27.1	48.8	8.4
(昨年度)	(15.0)	(27.2)	(49.4)	(8.4)
奈良県	16.7	25.2	48.6	9.5
(昨年度)	(20.2)	(21.9)	(50.6)	(7.3)
製造業	18.2	27.3	45.5	9.1
(昨年度)	(20.1)	(27.3)	(45.5)	(7.1)
非製造業	13.9	21.5	54.4	10.1
(昨年度)	(20.4)	(12.9)	(59.1)	(7.6)

②従業員1人当たりの月平均残業時間

従業員1人当たりの月平均残業時間について見ると、奈良県では「10時間未満」が28.0%(昨年度26.3%)で最も多く、次いで「0時間」が26.6%(昨年度22.6%)、「10～20時間」が19.7%(昨年度22.2%)と続いています。

製造業では、「0時間」が28.4%(昨年度25.2%)で最も多く、次いで「10時間未満」が27.0%(昨年度27.8%)、「10～20時間未満」が21.3%(昨年度22.5%)と続いており、非製造業では、「10時間未満」が29.9%(昨年度23.9%)で最も多く、次いで「0時間」が23.4%(昨年度18.5%)、「10～20時間未満」が16.9%(昨年度21.7%)と続いています。

図表9 月平均残業時間 (%)

	0時間	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～50時間未満	50時間以上
全国	28.5	30.0	21.5	11.6	7.0	1.3
(昨年度)	(26.9)	(27.9)	(21.8)	(13.2)	(8.8)	(1.4)
奈良県	26.6	28.0	19.7	11.5	11.5	2.8
(昨年度)	(22.6)	(26.3)	(22.2)	(14.4)	(11.5)	(3.0)
製造業	28.4	27.0	21.3	11.3	12.1	0.0
(昨年度)	(25.2)	(27.8)	(22.5)	(13.2)	(11.3)	(0.0)
非製造業	23.4	29.9	16.9	11.7	10.4	7.8
(昨年度)	(18.5)	(23.9)	(21.7)	(16.3)	(12.0)	(7.6)

設問4) 従業員の年次有給休暇について

年次有給休暇状況を見ると、平均付与日数については、奈良県では15.55日(昨年度15.33日)、製造業では16.05日(昨年度15.44日)、非製造業では14.61日(昨年度15.14日)となっています。

平均取得日数については、奈良県では8.65日(昨年度8.27日)、製造業では8.86日(昨年度8.75日)、非製造業では8.27日(昨年度7.43日)となっています。

取得率については、奈良県では58.89%(昨年度56.27%)、製造業では57.99%(昨年度58.53%)、非製造業では60.56%(昨年度52.36%)となっています。

非製造業の平均取得日数(昨年度比0.84日増)、取得率(昨年度比8.2%増)の伸びが特徴的です。

図表10 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率

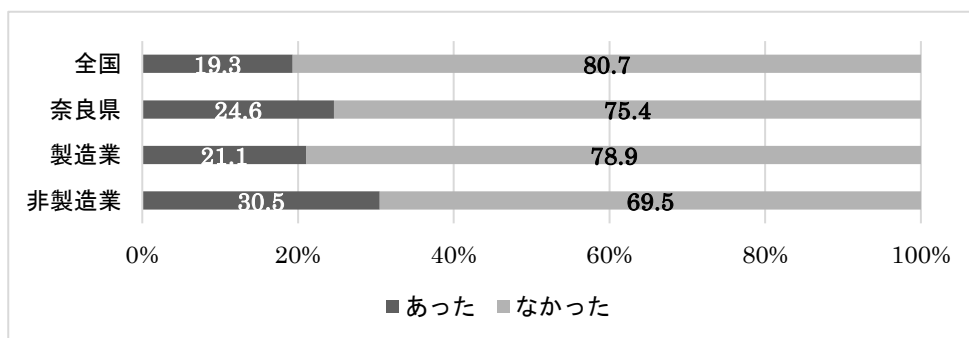
	令和3年度			令和2年度		
	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)
全国	15.56	8.40	57.65	15.53	8.53	58.05
奈良県	15.55	8.65	58.89	15.33	8.27	56.27
製造業	16.05	8.86	57.99	15.44	8.75	58.53
非製造業	14.61	8.27	60.56	15.14	7.43	52.36

設問5) 新規学卒者の採用について

①令和3年3月新規学卒者の採用または採用の計画

令和3年3月新規学卒者の採用または採用の計画について見ると、奈良県では、採用または採用計画があった事業所は24.6%(昨年度28.1%)、製造業では21.1%(昨年度25.5%)、非製造業では30.5%(32.3%)となっており、昨年度からそれぞれ軒並み下がっていますが、全国と比較すると採用計画は高い数値となっています。

図表11 採用または採用計画の有無 (%)

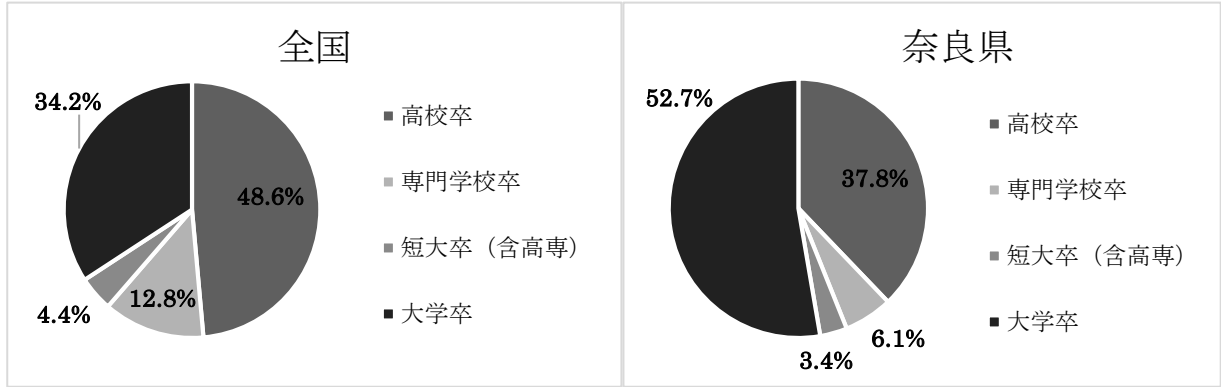


②令和3年3月新規学卒者の採用実績

令和3年3月の新規学卒者の採用実績について見ると、奈良県では「大学卒」が52.7%(昨年度42.6%)で最も多く、次いで「高校卒」が37.8%(昨年度48.9%)、「専門学校卒」が6.1%(昨年度5.9%)と続いています。

全国と比較すると「高校卒」が10.8%低く、「大学卒」が18.5%高くなっており、奈良県では、大学卒の採用実績が増加し、高校卒の採用実績が減少している傾向が見えます。

図表 12 令和 3 年 3 月新規学卒者の採用実績

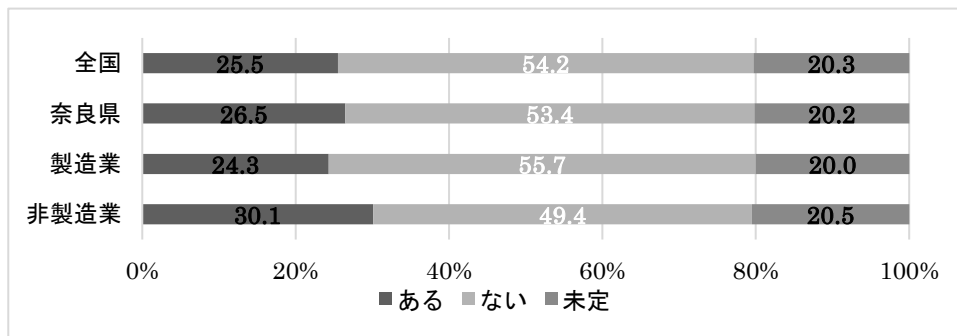


③令和 4 年 3 月新規学卒者の採用の計画

令和 4 年 3 月の新規学卒者の採用計画の有無について見ると、奈良県では採用計画が「ない」が 53.4% (昨年度 55.6%) で最も多く、次いで「ある」が 26.5% (昨年度 29.2%)、未定が 20.2% (15.2%) と続いています。

これら 3 つの回答は、全国、製造業、非製造業においても同様の状況となっています。

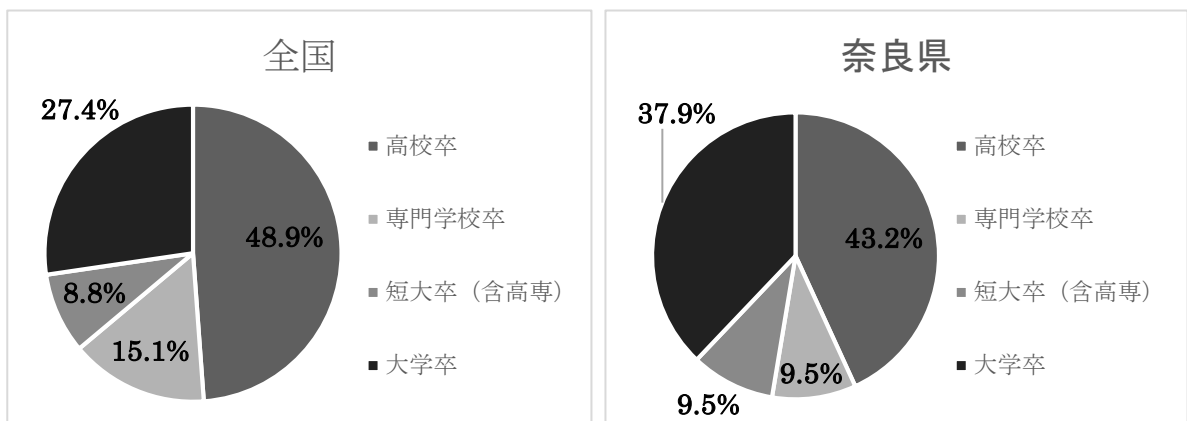
図表 13 採用計画の有無 (%)



④令和 4 年 3 月新規学卒者の採用計画

令和 4 年 3 月の新規学卒者の採用計画について見ると、奈良県では「高校卒」が 43.2% (昨年度 42.9%) で最も多く、次いで「大学卒」が 37.9% (昨年度 38.7%)、「専門学校卒」9.5% (昨年度 13.4%) 「短大卒 (含高専)」9.5% (昨年度 5.0%) と続いています。全国と比較すると「高校卒」が 5.7% 低く、「大学卒」が 10.5% 高くなっています。

図表 14 令和 4 年 3 月新規学卒者の採用計画



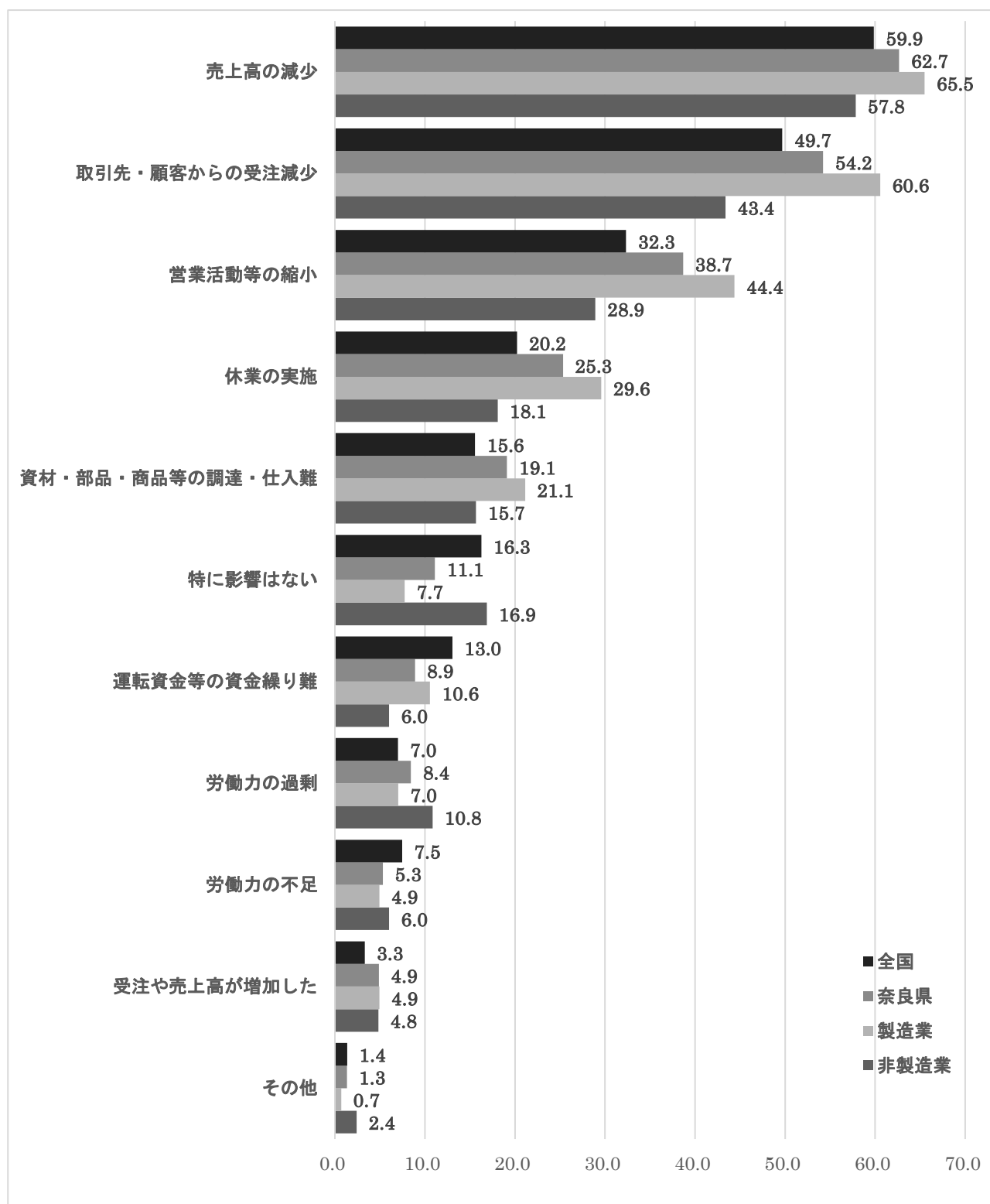
設問6) 新型コロナウイルスの影響について

①新型コロナウイルスによる経営への影響

新型コロナウイルスによる経営への影響について、奈良県では「売上高の減少」が62.7% (昨年度74.0%)で最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」が54.2%(昨年度60.4%)、営業活動等の縮小が38.7%(昨年度42.4%)と続いています。

これら3つの影響については、全国、製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表14 新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響 (%)

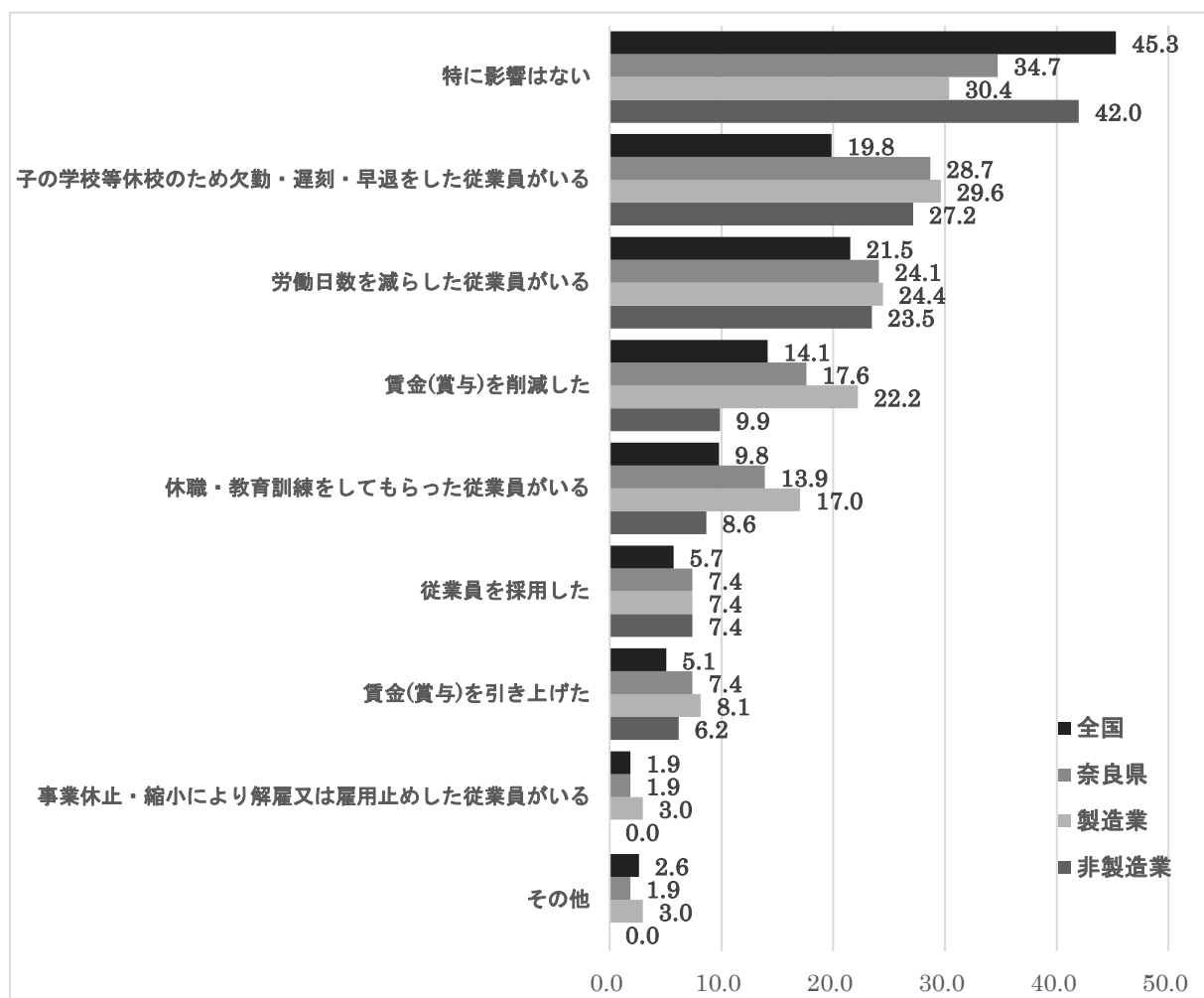


②新型コロナウイルスの影響による従業員等の雇用の変化

新型コロナウイルスの影響による従業員等の雇用の変化について見ると、奈良県は、「特に影響はない」が34.7%(昨年度31.5%)で最も多く、次いで「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が28.7%(昨年度36.5%)、「労働日数を減らした従業員がいる」が24.1%(昨年度29.0%)と続いています。

これら3つの雇用変化については、製造業・非製造業とも同様の状況となっています。

図表 15 新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化 (%)



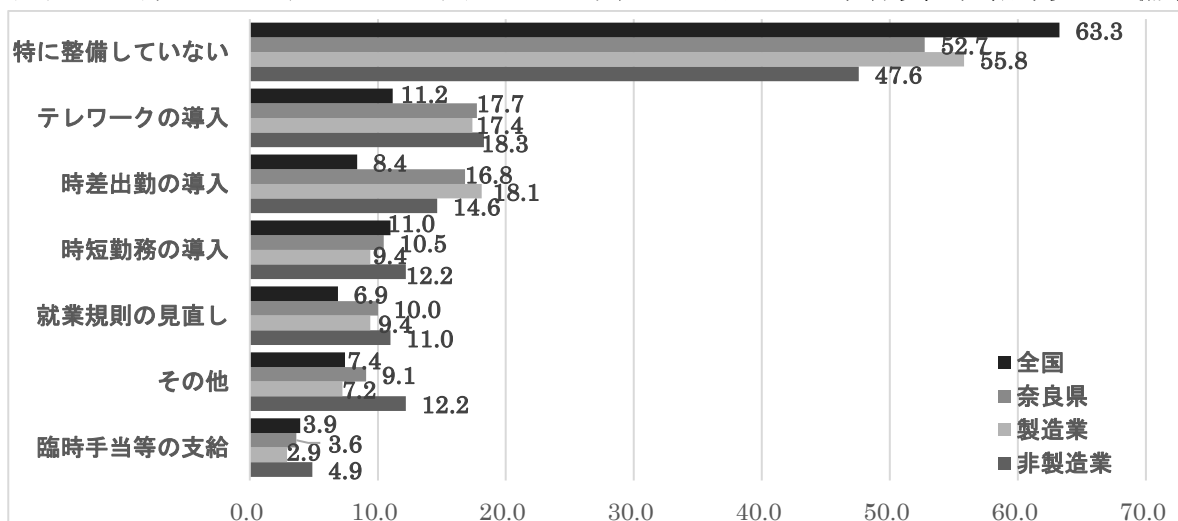
③新型コロナウイルスの影響への対策として実施した従業員の労働環境の整備

新型コロナウイルスの影響への対策として実施した従業員の労働環境の整備について見ると、奈良県では、「特に整備していない」が52.7%(昨年度42.2%)で最も多く、次いで「テレワークの導入」が17.7%(昨年度21.7%)、「時差出勤の導入」が16.8%(昨年度21.7%)と続いています。

製造業では、「特に整備していない」が55.8%(昨年度44.7%)で最も多く、次いで「時差出勤の導入」が18.1%(昨年度20.0%)、「テレワークの導入」が17.4%(昨年度19.3%)と続いており、非製造業では、「特に整備していない」が47.6%(昨年度38.3%)で最も多く、次いで

「テレワークの導入」が18.3%(昨年度25.5%)、「時差出勤の導入」が14.6%(昨年度24.5%)と続いています。

図表16 新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備(%)

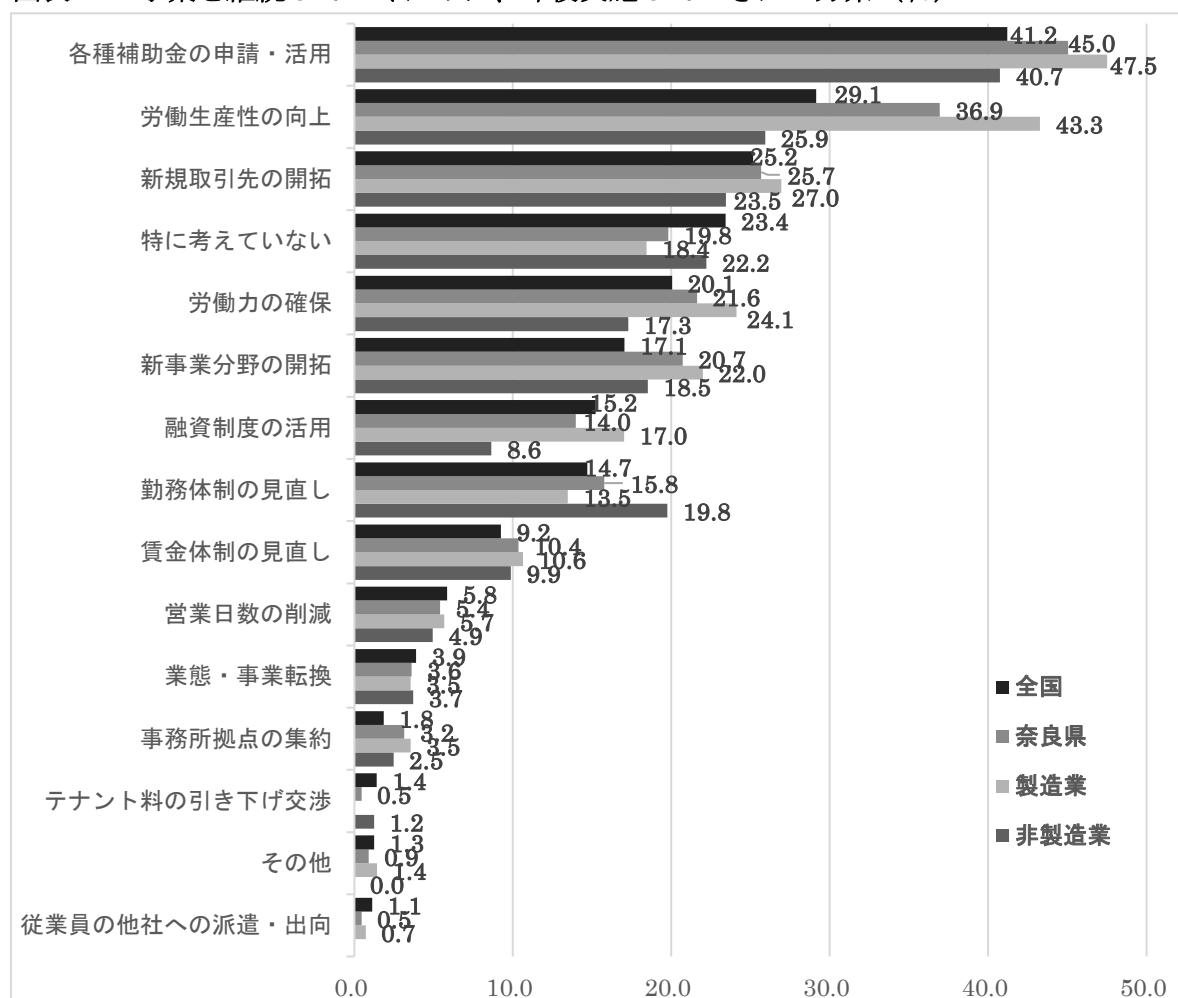


④事業を継続していくために、今後実施していきたい方策

事業を継続していくために、今後実施していきたい方策について、奈良県では、「各種補助金の申請・活用」が45.0%で最も多く、次いで「労働生産性の向上」が36.9%、「新規取引先の開拓」が25.7%と続いています。

これら3つの方策については、全国・製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表17 事業を継続していくために、今後実施していきたい方策(%)



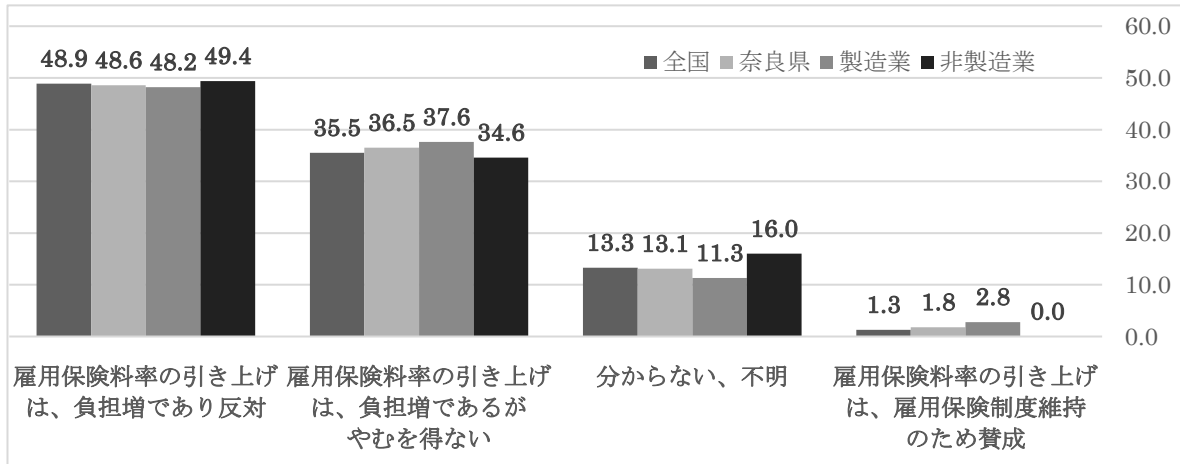
設問7) 雇用保険料の事業主負担分について

①感染の長期化による雇用保険料率の引上げ等に対する考え方

感染の長期化による雇用保険料率の引上げ等に対する考え方を見ると、奈良県では「雇用保険料率の引上げは、負担増であり、反対」が48.6%で最も多く、次いで「雇用保険料率の引上げは、負担増であるがやむを得ない」が36.5%、「分からない、不明」が13.1%と続いています。

これら3つの考え方については、全国・製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表 18 雇用保険料の事業主負担分について (%)

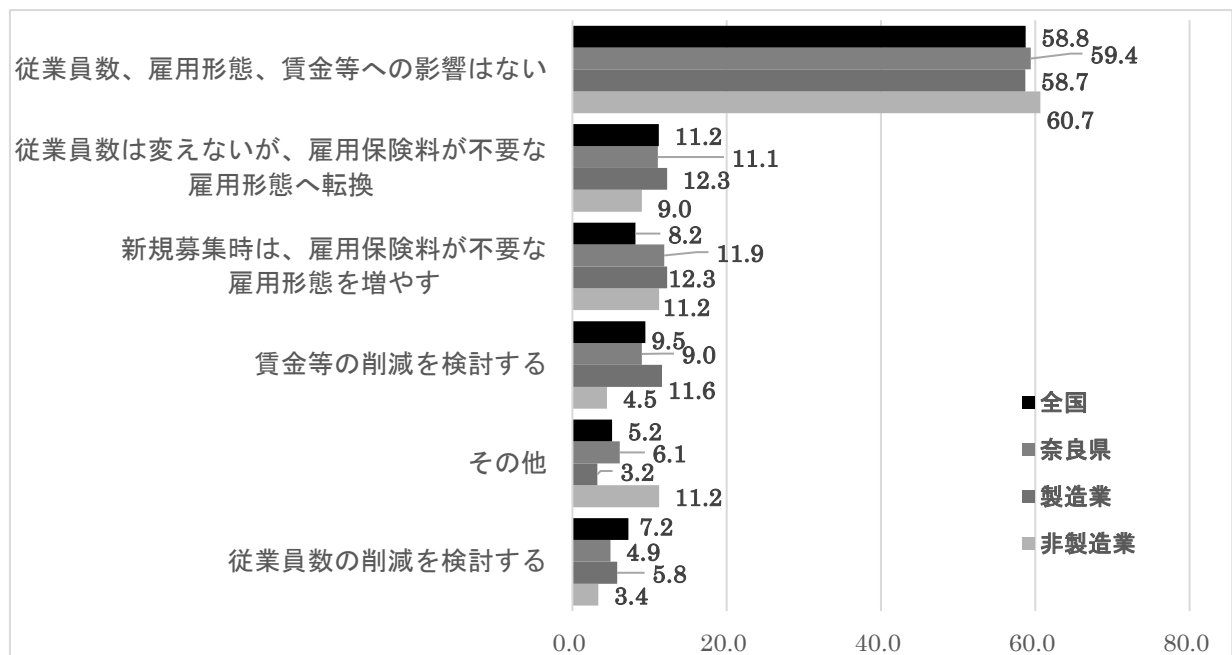


②雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について

雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について見ると、奈良県は「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」が59.4%で群を抜いて多く、次いで「新規募集時は、雇用保険料不要な雇用形態を増やす」が11.9%、「従業員は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態へ転換」が11.1%と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業の方では「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」以外の事項がほぼ同程度であるのに対して、非製造業では「新規雇用時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」が11.2%と高くなっています。

図表 19 雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について (%)



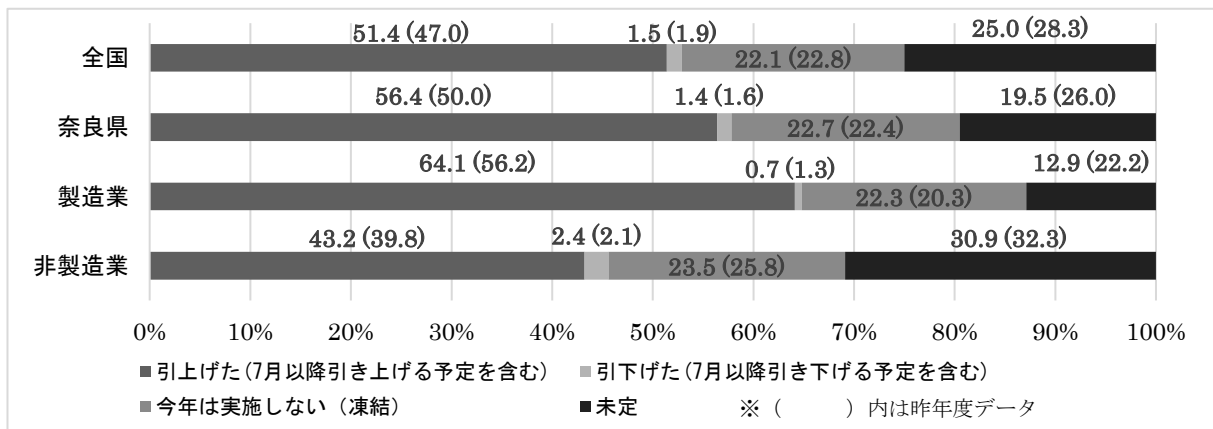
設問 8) 賃金改定について

①賃金改定の実施

令和 3 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間における賃金改定の実施状況を見ると、奈良県では「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」が 56.4%(昨年度 50.0%)で最も多く、次いで「今年実施しない(凍結)」が 22.7%(昨年度 22.4%)、「未定」が 19.5%(昨年度 26.0%)と続いています。

全国、製造業及び非製造業とも、「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」が昨年度より高くなっており、賃金の上げを実施する事業者が増加している傾向が見えます。

図表 24 賃金改定の実施状況 (%)



②改定後の賃金額

賃金改定で上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」・「引上げ額」・「引上げ率」を見ると、奈良県では順に「賃金 266,422 円(昨年度 270,876 円)」、「引上げ額 5,775 円(昨年度 7,162 円)」、「引上げ率 2.22%(昨年度 2.72%)」、製造業では「賃金 264,295 円(昨年度 261,744 円)」、「引上げ額 5,964 円(昨年度 7,442 円)」、「引上げ率 2.31%(昨年度 2.93%)」、非製造業では「賃金 272,500 円(昨年度 295,056 円)」、「引上げ額 5,238 円(昨年度 6,420 円)」、「引上げ率 1.96%(昨年度 2.22%)」となっています。

製造業の「改定後平均所定内賃金」を除いて、全ての項目が昨年度より低くなっており、中小企業等の経営が非常に厳しいことが見えます。

図表 25 改定後の賃金額・引き上げ額・引上げ率

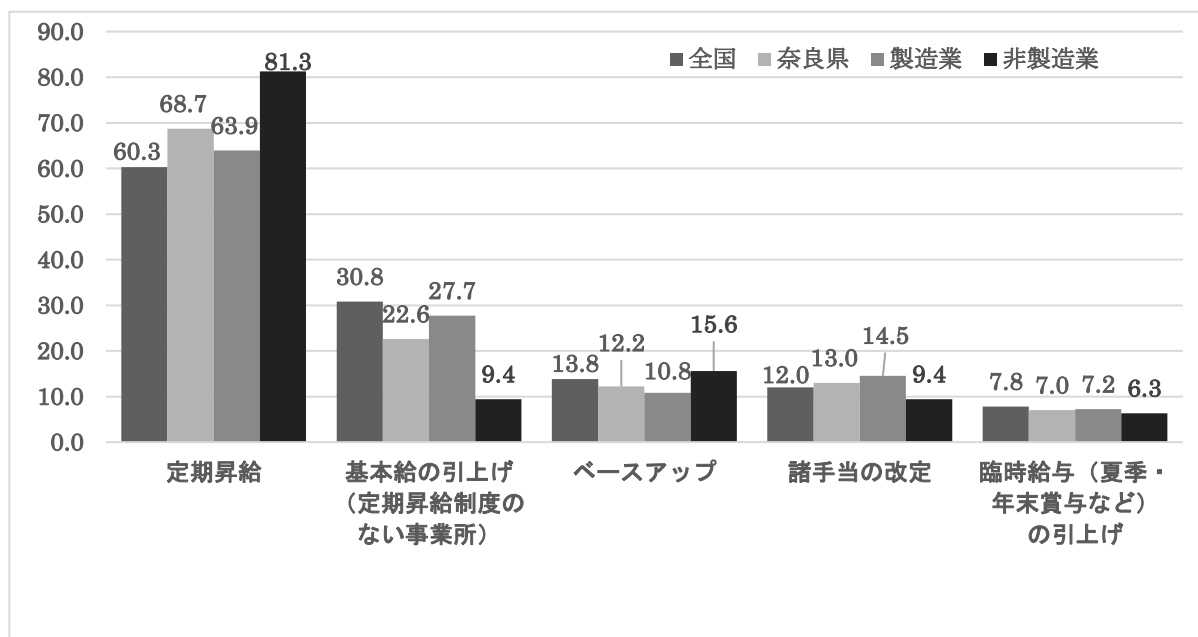
	改定後平均所定内賃金 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
全国	257,568	4,915	1.95
(昨年度)	(260,966)	(5,770)	(2.26)
奈良県	266,422	5,775	2.22
(昨年度)	(270,876)	(7,162)	(2.72)
製造業	264,295	5,964	2.31
(昨年度)	(261,744)	(7,442)	(2.93)
非製造業	272,500	5,238	1.96
(昨年度)	(295,056)	(6,420)	(2.22)

③賃金改定の内容

賃金改定の内容について見ると、奈良県では「定期昇給」が68.7%(昨年度69.9%)で群を抜いて多く、次いで「基本給の引上げ」22.6%(昨年度25.7%)、「諸手当の改定」13.0%(昨年度14.2%)と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業では定期昇給、基本給の引上げ(定期昇給制度の無い事業所)に次いで、諸手当の改定が14.5%(昨年度8.3%)と高く、非製造業ではベースアップが15.6%(昨年度11.8%)と高くなっています。

図表 26 賃金改定の内容 (%)

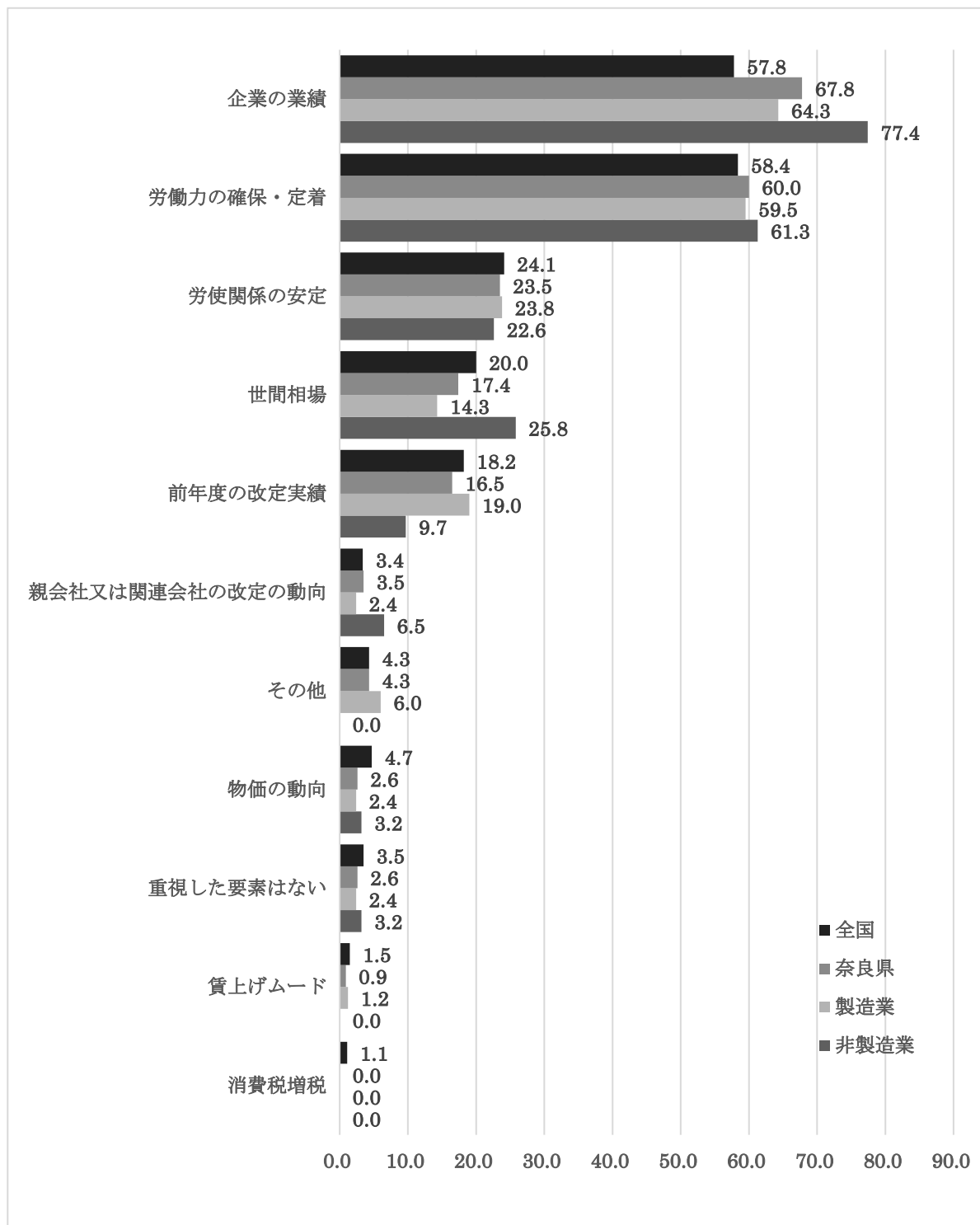


④賃金改定の決定の要素

賃金改定の決定の要素を見ると、奈良県では「企業の業績」が67.8%(昨年度64.6%)で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が60.0%(昨年度48.7%)、「労使関係の安定」が23.5%(昨年度22.1%)と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業では「企業の業績」、「労働力の確保・定着」に次いで、「労使関係の安定」が23.8%(昨年度17.7%)と高く、非製造業では、「世間相場」が25.8%(昨年度20.6%)と高くなっています。

図表 27 賃金改定の決定要素(%)

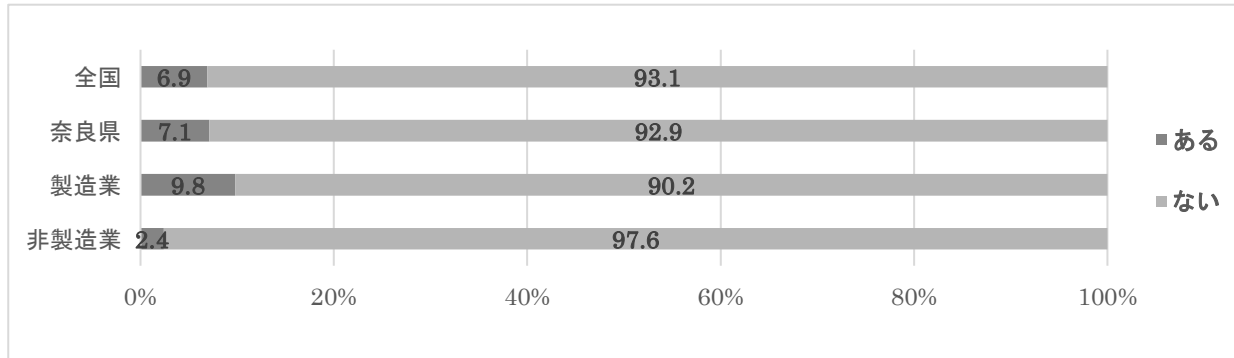


設問9) 労働組合の有無について

労働組合の有無について見ると、奈良県では「ある」が7.1%(昨年度10.3%)、製造業では9.8%(昨年度11.0%)、非製造業では2.4%(昨年度9.2%)となっています。

昨年度と比較すると、全体的に労働組合のある事業所が減少している傾向が見えます。

図表 28 労働組合の有無 (%)



Input boxes for codes

(左欄は記入しないでください。)



令和3年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和3年7月1日 調査締切：令和3年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守
◇ご記入方法
◇お問合せ先

貴事業所全体の概要についてお答えください。

Table with columns: 貴事業所の名称, 所在地, 記入担当者名, 電話番号, FAX番号, 業種 (listing 1-19 industries)

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和3年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

Table for employee numbers with columns: 正社員, パートタイマー, 派遣, 嘱託・契約社員, その他, 合計, 常用労働者数 (Gender, Previous Year Ratio)

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
(2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。
(3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

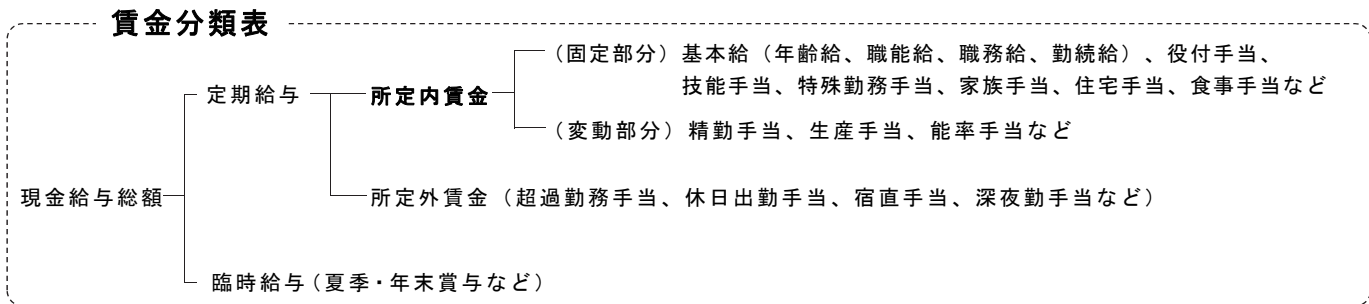
1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定	5. 7 月以降引下げる予定	6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にもお答えください。

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)と(A)は同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。



※ ①で 1. または 4. に○をした事業所、及び、臨時給与を引上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみ②・③にもお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかももう一度お確かめのうえ、7 月 20 日までにご返送ください。